修学資金貸与申請について(留意点)

1 平成30年度分募集について

- (1) 募集期間 平成30年3月19日(月)から 平成30年4月20日(金)まで
- (2) 応募 方法 平成30年3月1日(木)以降に、南信州広域連合公式ウェブサイト又は南信州 広域連合事務局で、看護師等確保対策修学資金貸与申請書(様式第1号)を入手 して記入し、必要な書類を添えて、次の提出先まで提出してください。
- (3) 申請書提出先 南信州広域連合事務局 介護保険係

(〒395-0044 飯田市本町1丁目15番地 飯田市役所りんご庁舎3階)

※申請書の提出は申請者本人といたします。

- (4) お 問 合 せ 先 南信州広域連合事務局介護保険係 150265-53-6088 (平日午前8:30~午後5:15)
- (5) 貸与可否決定 貸与の可否について審査し、6月中旬頃に文書にて通知します。

2 貸与申請時に必要となるもの

- (1) 看護師等確保対策修学資金貸与申請書(様式第1号)
- (2) 平成29年度もしくは直近年の学業成績証明書(校長が発行したもので、厳封したもの)
- (3) 在学証明書(平成30年4月1日以降に発行されたもの)
- (4) 生計同一者の住民票の写しすべて(本籍・続柄の記載のあるもの)
- (5) 生計同一者すべての(本人を含む)平成29年中の所得金額を記載した書類 (確定申告書・源泉徴収票等の写し)
- (6)診断書(※申請書の本人の健康告知で「2その他」を選択した場合のみ、必要となります。)
- (7) 作 文 テーマ:『看護師等として南信州地域で貢献したいこと』 様式は任意とし、600-800 字程度にまとめてください。

3 「看護師等確保対策修学資金貸与申請書(様式第1号)」の記載について

- (1) 住所
- ・本人住所(郵便番号、番地、棟号、室番号、方書きなどを具体的に記入) と、電話番号(携帯電話でもよい)を記入してください。
- (2) 氏名
- ・楷書で正確に記入してください。必ずふりがなを付けてください。
- (3) 在学する養成施設 ・在学する養成施設又は学校について、所在地、正式名称、学部学科等、正 確に記入してください。
- (4) 課程
- ・該当する課程を○で囲んでください。
- (5) 卒業後の意思
- ・現時点で希望する該当項目を○で囲んでください。
- (6) 前年度学校
- ・該当する項目を○で囲んでください。
- ・1年生は「2」を囲み、前年度に在学した学校名を記入してください。
- (7) 他の修学資金・ 奨学金の利用
- ・該当する項目を○で囲んでください。「2」の場合は対象の制度名、貸与 期間及び貸与金額等を正確に記入してください。
- ・この制度と同種の制度との併用は認められません。ただし飯田下伊那 14 市町村の修学金制度及び「長野県看護職員修学資金」との併用は可です。 他の例)併用可:日本学生支援機構の奨学金、金融機関教育ローン 併用不可:特定病院限定の返還免除付き制度、など。
- ※ご不明な場合はお問い合わせください。

- (8) 本人の健康告知 ・該当する項目を○で囲んでください。「2その他」の場合は、健康でない 事実がわかる診断書を添付してください。
 - ・診断書の内容によっては、貸与できない場合があります。
- (9) 希望貸与月額
- 50,000 と記入してください。
- (10) 希望貸与期間
- ・貸与申請月(平成30年4月)から、正規の卒業見込み年月までの期間内 で記入してください。
- (11) 連帯保証人
- ・相当の資力を有する成年者(父母、親権者でも構いません。)による連帯 保証人を立ててください。
- 連帯保証人の印は、印鑑登録証明書登録された印鑑を押印してください。

4 学業成績証明書について

- ・1年生の申請者は、平成29年度に在学した学校で交付を受けてください。
- ・2年生以上の申請者は、現在在学する養成施設・学校で交付を受けてください。
- ・必ず原本を提出してください。
- ※保存期間終了などの理由で証明書が発行できない場合は、その旨がわかる証明書(校長が発行した もの)を提出ください。

5 在学証明書について

・平成30年4月1日以降に、在学する養成施設・学校で、在学していることを証する書面の交付を 受け、原本を提出してください。(学生証、合格通知書は不可。)

※3月中に申請者本人が申請する場合、在学証明書は4月1日以降20日必着で、後日提出をして ください。(郵送または代理の方の提出可。)

6 生計同一者の住民票の写し

- ・生計同一者の全員の住民票(市町村長発行の世帯全員のもので、本籍・続柄の記載のあるもの)を 取得してください。
- ・学校等への入学にあたって本人のみ住民票を移動した場合は、本人の住民票に加え、住民票を移動 する前に同居していた家族全員の住民票を取得してください。

7 生計同一者すべて(本人を含む)の平成29年中の所得金額を記載した書類

- ・市町村が発行する所得証明は、当募集期間中は前々年所得の証明となってしまうため、確定申告書 の写、源泉徴収票の写、住民税の申告書の写のうち、所得の全てがわかる書類を提出してください。
- ・学校等への入学にあたって本人のみ住民票を移動した場合も、住民票を移動する前に同居していた 家族全員(被扶養者を除く)分を提出してください。

8 診断書について

・看護師等確保対策修学資金貸与申請書(様式第1号)の本人の健康告知で「2その他」を選択した 場合のみ、必要となります。

9 作文について

『看護師等として南信州地域で貢献したいこと』をテーマに 南信州地域でどの様な看護師等にな りたいか、現在の気持ちを、600-800 字程度にまとめ、申請時に一緒に提出してください。

10 その他

【修学資金貸与決定について】

・貸与可否決定については審査の上、6月中旬頃に文書にて通知します。

・貸与決定となった場合、6月末日までに誓約書及び口座振込依頼書を提出していただきます。誓 約書には、連帯保証人の署名、印鑑登録証明書登録の印鑑の押印、印鑑登録証明書の添付が必要 となります。

【修学資金貸与について】

・修学資金は、毎月、申請者が指定する金融機関普通預金口座に振り込みます。ただし、初年度は 希望貸与開始月分から7月分までをまとめて、7月末に振り込みます。

【貸与期間中の提出物、届出、就職ガイダンス等】

- ・貸与期間中は、毎年4月に在学証明書を提出していただきます。(その都度、通知します) また貸与期間中、貸与者は、指定する就職ガイダンス(毎年4月末頃の土日・祝日開催)・就職 相談会等にご参加いただきます。(年1~3回を予定しています。)
- ・貸与期間中に、休学、停学、退学となったとき、修学資金を貸与辞退するとき、本人又は保証人の身分、住所、職業勤務場所等に異動があったとき、保証人を変更しようとするときなどは、届出が必要です。

【貸与期間終了時以降】

- ・返還免除対象となる指定施設(圏域内の病院、診療所、介護・福祉施設等)に看護師等として就職して勤務した場合や、異種の養成施設等へ進学した場合は、返還の猶予の対象となります。
- ・返還免除対象となる指定施設で5年間勤務したときは、返還の免除の対象となります。
- ・何れも申請が必要ですので、これらの状況となったときは直ちに申請してください。
- ・猶予、免除とならない場合は、貸与終了後の翌月から、貸与を受けた期間に相当する期間内に、 月賦、半年賦、一括払いの何れかの方法で、納付書により返還していただきます。
- ・修学資金の利息は無利息ですが、返還を怠ったときは、延滞利息を加算されます。

【個人情報保護に関して】

・提出していただいた申請書ほか書類に記載された個人情報は、修学資金貸与可否審査資料及び貸 与決定後の修学資金貸与、償還に係わる事務に使用し、その他の目的では使用しません。

【提出書類について】

- ・申請書の提出は申請者本人といたします。募集受付期間内に必要書類を添付し直接提出先へ提出 してください。
 - 3月中に申請書を提出する方は、在学証明書のみ後日提出としてください。
 - ※在学証明書は4月1日以降20日必着にてご提出ください(郵送・代理持参可。)

<お問い合わせ>

南信州広域連合事務局 介護保険係 150265-53-6088